

名古屋経営短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、「職業教育を通じて、豊かな人間性と技能を育み、社会に貢献し、社会と共に幸せな生活を営むことのできる人材を育成する。」ことを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育水準の向上を図り、本学の教育目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価等」という。)を行い、その結果を公表する。

2 自己評価等については、別に定める。

3 本学は、第一項の点検及び評価の結果について、本学職員以外の者による検証を行う。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、その教育研究活動の状況について、刊行物への掲載その他により積極的に情報を提供する。

第2章 学科、学生定員

(学科及び学生定員)

第4条 本学の学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
未来キャリア学科	100名	200名
子ども学科	50名	150名
健康福祉学科	60名	120名

2 前条の学科における教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 未来キャリア学科は、社会の中で求められる豊かな教養と幅広い実務知識や実践的な資格を修得し、豊かな人間性に富んだ人材を育成する。
- (2) 子ども学科は、教員や保育士を目指し、高い専門性と豊かな人間性に富んだ人材を育成する。
- (3) 健康福祉学科は、介護福祉士を目指し、専門的な知識や技術を修得し、人間性に富んだ人材を育成する。

第3章 事務局、図書館、情報センター及び教育研究センター

(事務局)

第5条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は別に定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は別に定める。

(情報センター及び教育研究センター)

第7条 本学に、情報センター及び教育研究センターを置く。

2 情報センター及び教育研究センターに関する事項は、別に定める。

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第8条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務局長、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長、学科長を置くことができる。

(館長及びセンター長)

第9条 図書館に図書館長を置く。

- 2 情報センター及び教育研究センターにそれぞれセンター長を置くことができる。

第 5 章 教授会

(教授会)

第 10 条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は学長及び専任の教授をもって組織する。
3 教授会には准教授、専任講師及び助教を加えることができる。
4 教授会は学長が招集する。
5 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べることができる。
(1) 教育課程及び履修方法に関すること。
(2) 学生の入学の認定、休学、復学、退学、除籍及びその他学籍の変更に関すること。
(3) 学生の卒業の認定及び学位の授与に関すること。
(4) 学生指導、学生生活及び賞罰等学生の身上に関すること。
(5) 学長から付議された教員人事に関すること。
(6) 学内の諸規程の制定改廃に関すること。
(7) その他学長から付議された教育及び研究に関する重要な事項に関すること。
6 教授会に関し、必要事項は、学長が別に定める。

第 6 章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学期間)

第 11 条 修業年限は、2 年、ただし子ども学科は 3 年とする。

- 2 在学期間は 4 年、ただし子ども学科は 6 年を越えることはできない。

(学年)

第 12 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 13 条 学年を次の 2 期に分ける。

- (1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
(2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 14 条 授業を行わない日(以下「休業日」という)は次のとおりとする。

ただし、学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

- (1) 日曜日
(2) 国民の祝日にに関する法律に規定する休日
(3) 学園創立記念日 11 月 16 日
(4) 春季休業日 3 月 21 日から 3 月 31 日まで
(5) 夏季休業日 8 月 13 日から 9 月 25 日まで
(6) 冬季休業日 12 月 23 日から 1 月 6 日まで

- 2 学長は、必要があると認めるときは、前項の休業日以外の日に、臨時に授業を行わないなど変更することができる。

第 7 章 入学、再入学、転入学、休学、復学、転学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第 15 条 入学の時期は、学年始めとする。

(入学の資格)

第 16 条 本学の第 1 学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教

育を修了した者を含む)

- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものと文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年 1 月 31 日文部科学省令第 1 号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程〔昭和 26 年文部省令第 13 号〕による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (8) 相当年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

2 前項第 8 号の規定による認定に関し必要事項は学長が定める。

(入学の出願)

第 17 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて学長に提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第 18 条 前条の入学志願者については、学長が別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 19 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取り消し)

第 20 条 学長は、正当な理由がなくて前条に規定する手続きをしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(再入学、転入学)

第 21 条 本学に再入学、又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学、又は転入学をしようとする者は、再(転)入学願に検定料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学)

第 22 条 学生は疾病その他やむを得ない事情により 2 か月以上修学することができないときは、その休学願を学長に提出し、許可を得て休学することができる。

2 学長は疾病その他の理由のため修学が不適当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 23 条 休学の期間は、1 年を越えることができない。ただし、特別の事由がある場合は引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年、ただし子ども学科は 3 年を越えることができない。

3 休学の期間は、第 11 条第 2 項の在学期間に算入しない。

(復学)

第 24 条 学生は休学期間中にその事由が消滅したときは、復学願を学長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(転学)

第 25 条 学生は他の大学に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第 26 条 学生は退学しようとするときは、退学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第 27 条 学長は次の各号の一に該当する学生に対して、除籍することができる。

- (1) 第 11 条第 2 項に定める在学期間を経過した者
- (2) 第 23 条に定める休学期間を越えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明の者

(転学科)

第 28 条 本学の学生で他の学科に転学科しようとする者は、転学科願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の許可は、教授会の選考を経て行う。

(既に修得した授業科目等の取り扱い)

第 29 条 再入学、転入学又は転学科を許可された者の既に修得した授業科目、単位数、修業年限並びに在学年数については、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 30 条 学長は、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 学生が入学する前に第 39 条及び第 40 条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 15 単位。ただし、子ども学科は 20 単位を越えないものとする。

(休学中の外国の短期大学等において履修した授業科目の取り扱い)

第 31 条 学生が休学中に外国の短期大学又は大学において履修した授業科目については、本学の授業科目を履修したものとして、単位の修得を認定することができる。この場合修得したものとみなすことができる単位数は 30 単位。ただし、子ども学科は 40 単位を越えないものとする。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 32 条 授業科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目およびゼミナールとする。

- 2 未来キャリア学科の授業科目の種類、単位数等は別表第 1 及び別表第 2 とする。
- 3 子ども学科の授業科目の種類、単位数等は別表第 3 とする。
- 4 健康福祉学科の授業科目の種類、単位数等は別表第 4 とする。

(教職課程)

第 33 条 教育職員免許状の所要資格を得ようとする学生のために、子ども学科に教職課程を置く。

- 2 前項の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法及び同法施行規則の定めるところに従い、教科及び教職に関する科目を履修し、必要単位を修得しなければならない。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、別表第 5 及び別表第 6 のとおりとする。
- 4 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学科名	免許状の種類
子ども学科	小学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状

(保育士養成課程)

第 34 条 保育士資格を得ようとする学生のために、子ども学科に児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)の指定保育士養成施設で定める養成課程を置く。

- 2 前項の資格を得ようとする学生は、児童福祉法施行規則及び、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項 3 号の指定保育士養成施設の定めるところにより、その授業科目を履修し、必要単位を修得しなければならない。
- 3 前項の授業科目及び単位は、別表第 7 のとおりとする。

(介護福祉士養成課程)

第 35 条 介護福祉士資格を得ようとする学生のために、健康福祉学科に社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成 20

年文部科学省令・厚生労働省令第2号)(以下「学校指定規則」という。)に定める養成課程を置く。

- 2 前項の資格を得ようとする学生は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第1項第3号の定めるところにより、その授業科目を履修し、必要単位を修得しなければならない。
- 3 前項の授業科目及び単位は、別表第8のとおりとする。

(単位)

第36条 1 単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。(1) 講義および演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(履修)

第37条 学生は教育課程の定めるところにより、各授業科目を必修又は選択履修しなければならない。履修しようとする授業科目については、毎学年所定の期間内に届出なければならない。

- 2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。
- 3 本学は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を越えて履修科目の登録をすることを認める。

(所属学科以外の授業科目の履修等)

第38条 学生は、他の学科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の場合において、他の学科の授業科目を履修しようとするときは、所属学科長を経て当該学科長の許可を得なければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を15単位、ただし子ども学科は20単位を越えない範囲で本学における授業科目の履修をしたものとして認めることができる。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行うことを認めることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数の上限は、前条により修得した単位数と合わせて15単位、ただし子ども学科は20単位を越えないものとする。

(他大学における授業科目履修の許可)

第41条 学生は、第39条及び第40条における学修を行おうとするときは、他大学授業科目履修願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(単位の授与)

第42条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

- 2 各学年において、欠課時数が授業時数の三分の一を超えた者には、当該科目の単位を与えることができない。

(学習の評価)

第43条 試験等の評価は、A・B・C・Dをもって表し、C以上を合格とする。

- 2 欠席過多による失格者の成績評価はF、未受験は/とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、学習の評価に関する事項は別に定める。

第9章 卒業等

(卒業の要件)

第44条 学生は2年以上、ただし子ども学科は3年以上在学し、未来キャリア学科は別表第1に定めるところの65単位以上、子ども学科は別表第3に定めるところの97単位以上、健康福祉学科は別表第4に定めるところの65単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第45条 本学に2年以上、ただし子ども学科は3年以上在学し、前条に定める所定の単位を修得した者については、教

授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定された者に学位記を授与する。

(学位)

第 46 条 学長は、前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、次の短期大学士の学位を授与する。

学科	学位の名称
未来キャリア学科	短期大学士(未来キャリア)
子ども学科	短期大学士(子ども学)
健康福祉学科	短期大学士(健康福祉学)

第 10 章 入学検定料・入学料・授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第 47 条 本学の入学検定料、入学料、授業料等の金額は次のとおりとする。

入学検定料	30,000 円
入学料	280,000 円 (入学時のみ)
授業料(未来キャリア・健康福祉学科)	640,000 円 (年額・前後期に分納)
授業料(子ども学科)	520,000 円 (年額・前後期に分納)
教育充実費	320,000 円 (年額・前後期に分納)

2 実習に要する費用の金額は、別に定める。

(入学料及び授業料その他の費用の納入)

第 48 条 入学料及び授業料その他の費用は指定された期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、全部もしくは一部を免除し又はその徴収を猶予することがある。

2 納入された入学検定料、入学料、授業料、教育充実費及びその他の費用は、別に定める場合を除き還付しない。

(学年の中途で卒業する場合の授業料等)

第 49 条 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納入しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第 50 条 学期の途中で退学しようとする者又は除籍された者は、退学又は除籍の日の属する学期までの授業料等を納入しなければならない。

2 停学期間中の授業料等は、納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第 51 条 休学期間における授業料、在籍料等については、別に定める。

(再入学の場合の授業料等)

第 52 条 退学者が再入学を許可されたときは、再入学した月から当該期末までの授業料等を再入学した月に納入しなければならない。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 53 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

2 学力、人物ともに優秀で他の模範となる者、又はクラブ活動等で社会的に高く評価され、校名の高揚に寄与した者は、奨学生として賞することがある。奨学生には、授業料の二分の一相当額の奨学金を支給する。

(罰則)

第 54 条 学則その他本学の規定を守らず、学生としての本分に反する行為をした者に対して、教授会の議を経て、学長が懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者(3) 正当な理由がなくて出席常でない者(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 12 章 科目等履修生、聴講生

(科目等履修生)

- 第 55 条 本学において、1 又は複数の授業科目を履修したいと希望する者があるときは、学長は、本学の教育に支障がない限りにおいて、教授会の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 科目等履修生として入学しようとする者は、入学願書及びその他学長が必要と認める書類に検定料を添えて学長に提出しなければならない。
- 3 科目等履修生として入学を許可された者は、本学所定の入学料及び授業料を本学指定の期日までに全額納付しなければならない。
- 4 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。
- 5 科目等履修生に関する事項は、本条及び別に定めるもののほかは、本学学生に関する規定を準用する。

(聴講生)

- 第 56 条 本学において、1 又は複数の授業科目を聴講したいと希望する者があるときは、学長は、本学の教育に支障がない限りにおいて、教授会の選考を経て聴講生として入学を許可することができる。
- 2 聴講生に関する事項は、本条及び別に定めるもののほか本学学生に関する規定を準用する。

第 13 章 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第 57 条 外国人で本学に入学をしようとする者があるときは、学長は教授会の選考を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生に関する事項は、本条及び別に定めるもののほか本学学生に関する規定を準用する。

第 14 章 公開講座

(公開講座)

- 第 58 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 15 章 別 科

(別科)

- 第 59 条 別科の課程及び学生定員は、次のとおりとする。 商業専修 入学定員 40 名 総定員 40 名
(修業年限及び在学期間)

- 第 60 条 別科の修業年限は 1 年とする。ただし、2 年を越えて在学することはできない。

(授業科目)

- 第 61 条 別科の授業科目の種類、単位数等は別表第 9 とする。

(修了の要件)

- 第 62 条 別科に 1 年以上在学し、別表第 9 に定めるところの 36 単位以上を修得しなければならない。

(修了)

- 第 63 条 別科に 1 年以上在学し、別表第 9 に定める所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。

(他の規定の準用)

- 第 64 条 本章に定めるほかは、本学則を準用する。ただし、第 23 条第 2 項に規定する年数を 1 年とする。

第 16 章 受託研究、共同研究

(受託研究)

- 第 65 条 本学は学術研究の進展に寄与するため、受託研究を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、受託研究に関する事項は、別に定める。

(共同研究)

第 66 条 本学は学術研究の進展に寄与するため、企業等外部の機関と共同研究を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、共同研究に関する事項は、別に定める。

附則

本学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 第3条に規定する学生定員は、平成9年度までの間は、次のとおりとする。

学科＼年度	昭和61年度		昭和62年度 平成8年度		平成9年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商科	325人	475人	325人	650人	225人	550人

附則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

- 1 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年4月1日前に在学している者は、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 本学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度の入学生は、施設充実費にかかる消費税8,400円を後期の授業料と同時に納入する。

附則

- 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年4月1日前に在学している者は、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年4月1日前に在学している者は、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

学科＼年度	平成4年度		平成5年度 平成8年度		平成9年度		平成10年度 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商科	375人	700人	375人	750人	275人	650人	275人	550人	225人	500人

学科＼年度	平成4年度			平成5年度 平成11年度		平成12年度		
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営情報科	150人	250人	150人	300人	100人	250人		

附則

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年4月1日前に在学している者は、第7条の改定規定を除き、なお従前の学則による。

附則

- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年4月1日前に在学している者は、第26条、第47条の改定規定を除き、なお従前の学則による。

附則

- 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年4月1日前に在学している者は、なお従前の学則による。

附則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

学科 \ 年度	平成 9 年度 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商科	375 人	750 人	225 人	600 人

学科 \ 年度	平成 9 年度 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営情報科	150 人	300 人	100 人	250 人

本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する学生定員は、平成 12 年度は次のとおりとする。

学科 \ 年度	平成 12 年度		平成 12 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商科	150 人	300 人	100 人	250 人

附則

- 1 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年 4 月 1 日前に在学している者は、なお従前の学則による。

附則

本学則は、平成 13 年 9 月 16 日から施行する。

附則

- 1 本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 4 月 1 日前に在学している者は、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 24 条の科名変更の改定規定を除き、なお従前の学則による。

附則

- 1 本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、年度別の収容定員は次のとおり読み替えるものとする。

学科 \ 年度	平成 16 年度		平成 17 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
ビジネス実務学科	60 人	195 人	60 人	120 人
人間情報学科	75 人	175 人	75 人	150 人
合計	135 人	370 人	135 人	270 人

- 3 平成 16 年 4 月 1 日前に在学している者は、なお従前の学則による。

附則

本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附則

- 1 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月 1 日前に在学している者は、第 10 条についてはなお従前の学則による。

附則

- 1 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 平成 19 年 3 月 31 日に在学している者については、第 6 条、第 7 条の規定を除き、なお従前の学則による。
- 3 平成 19 年度以降の入学者に係る平成 19 年度から平成 20 年度までの各年度における学科の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	学科	入学定員	収容定員
平成 19 年度	総合ビジネス学科	135 人	135 人
	子ども学科	100 人	100 人
平成 20 年度	総合ビジネス学科	135 人	270 人
	子ども学科	100 人	200 人

- 4 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者に係る学科の平成 19 年度における収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	学科	収容定員
平成 19 年度	ビジネス実務学科	60 人
	人間情報学科	75 人

附則

- 1 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度の入学者に係る学科の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	学科	入学定員	収容定員
平成 20 年度	総合ビジネス学科	135 人	270 人
	子ども学科	100 人	200 人
	健康福祉学科	60 人	60 人

附則

- 1 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則第 21 条、第 32 条、第 35 条、第 41 条、第 44 条の規程は、平成 21 年度以降の入学者に適用し、平成 21 年 3 月 31 日における在学者については、従前の例による。

附則

- 1 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以降の入学者に係る平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度における学科の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	学科	入学定員	収容定員
平成 22 年度	総合ビジネス学科	135 人	270 人
	子ども学科	60 人	260 人
	健康福祉学科	60 人	120 人
平成 23 年度	総合ビジネス学科	135 人	270 人
	子ども学科	60 人	220 人
	健康福祉学科	60 人	120 人
平成 24 年度	総合ビジネス学科	135 人	270 人
	子ども学科	60 人	180 人
	健康福祉学科	60 人	120 人

附則

- 1 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日前に在学している者についてはなお従前の学則による。

附則

- 1 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 4 月 1 日前に在学している者についてはなお従前の学則による。

附則

- 1 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 4 月 1 日前に在学している者についてはなお従前の学則による。

附則

- 1 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日前に在籍している者については、なお従前の学則による。
- 3 平成 26 年度以降の入学者に係る平成 26 年度から平成 27 年度までの各年度における学科の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	学科	入学定員	収容定員
平成 26 年度	未来キャリア学科	100 人	100 人
	子ども学科	80 人	200 人
	健康福祉学科	60 人	120 人
平成 27 年度	未来キャリア学科	100 人	200 人
	子ども学科	80 人	220 人
	健康福祉学科	60 人	120 人

- 4 平成 26 年 3 月 31 日に在籍する者に係る学科の平成 26 年度における収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	学科	収容定員
平成 26 年度	総合ビジネス学科	135 人

附則

- 1 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日前に在籍している者については、なお従前の学則による。

附則

- 1 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に在籍している者については、なお従前の学則による。

附則

- 1 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前に在籍している者については、なお従前の学則による。

附則

- 1 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に在籍している者については、なお従前の学則による。

附則

- 1 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日前に在学している者については、なお従前の学則による。
- 3 平成 31 年度以降の入学者にかかる平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度における収容定員は、第 4 条の規定に関わらず次のとおりとする。

年度	学科	入学定員	収容定員
平成 31 年度	未来キャリア学科	100 人	200 人
	子ども学科	50 人	210 人
	健康福祉学科	60 人	120 人
平成 32 年度	未来キャリア学科	100 人	200 人
	子ども学科	50 人	180 人
	健康福祉学科	60 人	120 人

別表第1

未来キャリア学科 教育課程表

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	卒業要件の単位	
I 総合教育科目	(20)	(32)	(61)	
経済学入門	2			
ライフプランニング（菊武基礎）	2			
日本の経済と世界の経済	2			
暮らしと経済	2			
人間関係とコミュニケーション		2		
心理学総論		2		
日本語表現		1		
労働と法		2		
政治と経済		2		
マネジメント概論		2		
ビジネスイングリッシュ	1			
実践キャリア教育Ⅰ	2			
実践キャリア教育Ⅱ	1			
実践キャリア教育Ⅲ	1			
生涯スポーツ		1		
スポーツ演習		1		
人的資源管理		2		
起業論		2		
就職試験対策Ⅰ	1			
コンピュータリテラシー	1			
ビジネスマナー基礎Ⅰ	1			
プレゼンテーション技法	2			
ビジネスマナー基礎Ⅱ	1			
インターナシップⅠ		1		
簿記入門Ⅰ		1		
話し方演習		1		
インターナシップⅡ		1		
簿記入門Ⅱ		1		
海外研修		2		
就職試験対策Ⅱ	1			
プレゼンテーション演習		1		
企業と会計		2		
マーケティング論		2		
ロジカルシンキング		2		
ビジネス文書		1		
II 専門教育科目		(123)		
診療報酬請求論Ⅰ		2		
診療報酬請求論Ⅱ		2		
診療報酬請求演習(応用)		1		
医療秘書		2		
診療報酬請求演習Ⅰ		1		
診療報酬請求演習Ⅱ		1		
医事コンピュータ演習		1		
調剤事務演習		1		
電子カルテ演習		1		
国際疾病分類概論		2		
メディカル総合演習		1		
病態と検査の基礎知識		2		
トレーニング基礎		2		
トレーニング指導論		2		
運動科学Ⅰ		2		
運動科学Ⅱ		2		
シーズンスポーツ		1		
運動プログラム		2		
障がい者スポーツ指導員(初級)		1		
健康管理士一般指導員		1		
トレーニングテクニック		2		
体力テストと評価		2		
スポーツ実習		1		
対象別トレーニング方法論		2		
トレーニング指導概論		2		
ダンス実技Ⅰ		1		
ダンス実技Ⅱ		1		
フィットネス実技		1		
ビジネス情報		2		
情報処理		2		
情報倫理		2		
情報科学入門		2		
デジタル映像制作入門		1		
表計算演習		1		
プログラミング演習		1		

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	卒業要件の単位	
データベース演習		1		
POP 広告クリエイター検定講座		1		
MOS 検定講座		1		
E コマース論		2		
Illustrator 演習		1		
国内旅行業務取扱管理者講座		1		
観光ビジネス論		2		
地域ネットワーク論		2		
観光と約款		2		
観光マーケティング		2		
国内旅行実務		2		
ホテル業界論		2		
ホテル基礎管理		2		
エアライン業界論		2		
キャビンアテンダント基礎		2		
TOEIC 検定講座		1		
観光英会話 I		1		
観光英会話 II		1		
観光地理		2		
栄養学演習		1		
ファッショングコーディネート		2		
カラーコーディネータ検定講座 I		1		
カラーコーディネータ検定講座 II		1		
ブライダル・フラワー		1		
ホスピタリティ論		2		
アロマセラピー		1		
ウォーキング・ポーズ&ダンス		1		
美容法		1		
ダイエット論		2		
ネイル基礎		1		
ネイル応用		1		
マイクアップ応用		1		
美容理論 I		1		
美容理論 II		1		
美容理論 III		1		
癒しのための心理学		2		
マイクセラピー		1		
マイクアップ基礎		1		
美容理論 I		2		
美容理論 II		2		
美容理論 III		2		
介護職員初任者研修講座 I		3		
介護職員初任者研修講座 II		3		
営業検定講座		1		
販売士検定講座		1		
秘書検定講座 I		1		
秘書検定講座 II		1		
簿記検定講座 I		1		
簿記検定講座 II		1		
簿記検定講座 III		1		
FP 技能検定講座		1		
III ゼミナール	(4)			
ゼミナール I	1			
ゼミナール II	1			
ゼミナール III	1			
ゼミナール IV	1			
計	24	155	65	

別表 第2

実践キャリア実務士資格に関する科目

授業科目	形式	単位	資格	必要な単位数		
				4 単位取得	12 単位以上取得	16 単位以上取得
実践キャリア教育 I	講義	2	必修			
実践キャリア教育 II	演習	1	必修			
実践キャリア教育 III	演習	1	必修			
人間関係とコミュニケーション	講義	2	選択			
心理学総論	講義	2	選択			
日本語表現	演習	1	選択			
労働と法	講義	2	選択			
マネジメント概論	講義	2	選択			
ビジネス情報	講義	2	選択			
インターンシップ I	演習	1	選択			
インターンシップ II	演習	1	選択			
企業と会計	講義	2	選択			
ビジネス文書	演習	1	選択			
ビジネスマナー基礎 I	演習	1	選択			
ビジネスマナー基礎 II	演習	1	選択			
プレゼンテーション技法	講義	2	選択			
プレゼンテーション演習	演習	1	選択			

別表 第3
子ども学科 教育課程表

授業科目	必修	選択	卒業要件の単位	備考
I 総合教育科目	(10)	(17)	(10)	
ライフプランニング (菊武基礎)	2			
日本国憲法	2			
労働と法		2		
ビジネスマナー		2		
日本文学		2		
ボランティア活動		2		
情報リテラシー	2			
英語コミュニケーション I	2			
英語コミュニケーション II		2		
中国語		2		
運動の科学	1			
生涯スポーツ	1			
基礎学力講座 I		1		
基礎学力講座 II		1		
就職・公務員対策講座 I		1		
就職・公務員対策講座 II		1		
就職・公務員対策講座 III		1		
II 専門教育科目	(38)	(149)	(81)	
社会福祉 I	2			
子ども家庭福祉	2			
保育原理	2			
社会的養護 I	2			
社会的養護 II		1		
教育原理	2			
保育の心理学	2			
子どもの理解と援助	1			
子ども家庭支援の心理学		2		
教育心理学		2		
子どもの保健	2			
子どもの健康と安全	1			
子どもの食と栄養	2			
子ども家庭支援論		2		
保育の計画と評価	2			
保育内容総論	2			
保育内容演習 (環境)		1		
保育内容演習 (表現)I	1			
保育内容演習 (表現)II	1			
保育内容演習 (健康)	1			
保育内容演習 (人間関係)		1		
保育内容演習 (言葉)	1			
保育内容演習 (環境) の指導法		1		
保育内容演習 (表現)I の指導法		1		
保育内容演習 (表現)II の指導法		1		
保育内容演習 (健康) の指導法		1		
保育内容演習 (人間関係) の指導法		1		
保育内容演習 (言葉) の指導法		1		
乳児保育 I	2			
乳児保育 II		1		
障害児保育	2			
子育て支援		1		
音楽表現 I		1		
造形表現 I		1		
身体表現 I		1		
言語表現 I	1			
保育実習指導 I(保育所)		1		
保育実習指導 I(施設)		1		
保育実習 I(保育所)		2		
保育実習 I(施設)		2		
保育・教職実践演習 (幼稚園)	2			
社会福祉 II		2		
保育者論	2			
発達心理学		2		
幼児理解の理論と方法	2			
生徒指導の理論及び方法 (進路指導含む。)		2		
教育相談の基礎と方法		2		
演劇ワークショップ		2		
多文化保育		2		
保育実践論		2		
自然環境と保育	2			

授業科目	必修	選択	卒業要件の単位	備考
陶芸入門	2			
農業体験	2			
音楽表現 II	1			
造形表現 II	1			
身体表現 II	1			
言語表現 II	1			
多文化保育演習	2			
保育実習 II	2			
保育実習 III	2			
保育実習指導 II	1			
保育実習指導 III	1			
国語	2			
社会	2			
算数	2			
理科	2			
生活	2			
家庭	2			
英語	2			
教職概論	2			
心身の発達と学習過程	2			
特別支援の理解	2			
教育制度論	2			
教育課程論	2			
国語科指導法	2			
社会科指導法	2			
算数科指導法	2			
理科指導法	2			
生活科指導法	2			
家庭科指導法	2			
英語科指導法	2			
音楽科指導法	2			
図画工作科指導法	2			
体育科指導法	2			
道徳指導法	2			
特別活動指導法	2			
総合的な学習の時間の指導法	2			
教育方法論	2			
幼児教育方法論	2			
幼稚園教育実習(事前・事後)	1			
幼稚園教育実習	4			
インターンシップ I	2			
インターンシップ II	2			
インターンシップ III	2			
インターンシップ IV	2			
インターンシップ V	2			
インターンシップ VI	2			
音楽基礎 I	1			
音楽基礎 II	1			
ピアノレッスン I	1			
ピアノレッスン II	1			
教職実践演習(小学校)	2			
小学校教育実習(事前・事後)	1			
小学校教育実習	4			
介護職員初任者研修講座 I	3			
介護職員初任者研修講座 II	3			
レクリエーション理論	2			
レクリエーションアクティビティ	2			
III ゼミナール	(6)		(6)	
ゼミナール I	1			
ゼミナール II	1			
ゼミナール III	1			
ゼミナール IV	1			
ゼミナール V	2			
計	54	166	97	

別表 第4
健康福祉学科 教育課程表

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	卒業要件の単位	
I 総合教育科目	(4)	(33)	(7以上)	
社会保障論	2			
住環境福祉論		2		
情報処理		1		
労働と法		2		
介護保険事務		2		
食と健康		2		
リラクゼーション(演習)		1		
アニマルセラピー演習		2		
セラピーI		1		
健康管理士一般指導員(演習)		1		
障がい者スポーツ指導員(初級)(演習)		1		
セラピーII		1		
カウンセリング概論		2		
心理学		2		
介護予防運動指導論		2		
介護予防運動指導演習		1		
介護福祉特別講座		1		
ライフプランニング(菊武基礎)	2			
心理検査		2		
相談援助		2		
アニマルセラピーI		1		
アニマルセラピーII		2		
レクリエーションスキル		2		
II 専門教育科目	(18)	(73)	(18以上)	
人間の尊厳と自立	2			
人間関係とコミュニケーション	2			
社会福祉概論I	2			
社会福祉概論II	2			
健康福祉教育論	2			
介護福祉I	2			
介護福祉II	2			
リハビリテーション		2		
レクリエーション		2		
介護サービス論		2		
リスクマネジメント		2		
コミュニケーション技術I(コミュニケーションの理解)		2		
コミュニケーション技術II(感覚機能障害)		2		
生活支援技術I(介護理論①)		2		
生活支援技術II(介護理論②)		2		
生活支援技術III(基礎介護技術)		2		
生活支援技術IV(応用介護技術)		2		
生活支援技術V(障害別ケア①)		2		
生活支援技術VI(障害別ケア②)		2		
生活支援技術VII(家事援助①)		1		
生活支援技術VIII(家事援助②)		1		
介護過程I(思考過程の理解)		2		
介護過程II(基礎事例演習)		2		
介護過程III(応用事例演習)		2		
介護総合演習I		1		
介護総合演習II		1		
介護総合演習III		1		
介護総合演習IV		1		
介護実習I		5		
介護実習II		3		
介護実習III		2		
高齢者のこころとからだI	2			
高齢者のこころとからだII		2		
認知症をしるI(認知症の基礎的理解)		2		
認知症をしるII(認知症への支援と理解)		2		
障害をしるI(障害の基礎的理解)		2		
障害をしるII(障害への支援と理解)		2		
こころとからだのしくみI(心理)	2			
こころとからだのしくみII(生活機能)		2		
こころとからだのしくみIII(身体機能)		2		
こころとからだのしくみIV(終末期)		2		
医療的ケアI		2		
医療的ケアII		2		
医療的ケアIII		1		
介護職員初任者研修講座I		3		
介護職員初任者研修講座II		3		
III ゼミナール	(4)		(4)	
ゼミナールI	1			
ゼミナールII	1			
ゼミナールIII	1			
ゼミナールIV	1			
計	26	106	65	

別表 第5

小学校教諭二種免許状取得のための科目

(1) 総合教育科目での履修(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学の授業科目と単位数			必要な単位数		
科目区分	単位	授業科目	単位	必修	選択必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2			
体育	2	運動の科学	1	2			
		生涯スポーツ	1				
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	2	2			
		英語コミュニケーションⅡ	2			2	
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2	2			

(2) 専門教育科目での履修

a. 教科に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分		本学の授業科目と単位数			必要な単位数		
科目区分		授業科目	単位	必修	選択必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	① 各教科に関する専門的事項	国語	2	2			
		社会	2	2			
		算数	2	2			
		理科	2	2			
		生活	2	2			
		家庭	2	2			
		英語	2	2			
		音楽表現Ⅰ	1	1	2 単位		
		音楽表現Ⅱ	1				
		造形表現Ⅰ	1	1			
		造形表現Ⅱ	1				
		身体表現Ⅰ	1	1			
		身体表現Ⅱ	1				
教科及び教科の指導法に関する科目	② 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	国語科指導法	2	2	8 単位		
		社会科指導法	2	2			
		算数科指導法	2	2			
		理科科指導法	2	2			
		生活科指導法	2	2			
		家庭科指導法	2	2			
		英語科指導法	2	2			
		音楽科指導法	2	2			
		図画工作科指導法	2	2	4 単位		
		体育科指導法	2	2			

b. 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分及び単位数		本学の授業科目と単位数			必要な単位数		
科目区分	単位	授業科目	単位	必修	選択必修	選択	
① 教育の基礎理論に関する科目	6	教育原理	2	2			
		教職概論	2	2			
		教育制度論	2	2			
		教育心理学	2	2			
		発達心理学	2	2			
		心身の発達と学習過程	2		2		
		特別支援の理解	2	2			
		教育課程論	2	2			
② 生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	6	道徳指導法	2	2			
		総合的な学習の時間の指導法	2	2			
		特別活動指導法	2	2			
		生徒指導の理論及び方法(進路指導含む。)	2	2			
		教育相談の基礎と方法	2	2			
③ 教育実習に関する科目	2	教職実践演習(小学校)	2	2			
	5	小学校教育実習(事前・事後)	1	1			
		小学校教育実習	4	4			

別表 第6

幼稚園教諭二種免許状取得のための科目

(1) 総合教育科目での履修 (教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学の授業科目と単位数		必要な単位数		
科目区分	単位	授業科目	単位	必修	選択必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2		
体育	2	運動の科学	1	2		
		生涯スポーツ	1			
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション I	2	2		
		英語コミュニケーション II	2			2
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2	2		

(2) 専門教育科目での履修 (教育職員免許法施行規則第2条に定める科目)

免許法施行規則に定める 科目及び単位数		本学の授業科目と単位数		必要な単位数		
科目	単位	科目	単位	必修	選択必修	選択
① 領域及び保育内容の指導法 に関する科目	12	保育内容演習(健康)	1	1		
		保育内容演習(人間関係)	1	1		
		保育内容演習(環境)	1	1		
		保育内容演習(言葉)	1	1		
		保育内容演習(表現)I	1	1		
		保育内容演習(表現)II	1	1		
		保育内容総論	2	2		
		保育内容演習(健康)の指導法	1	1		
		保育内容演習(人間関係)の指導法	1	1		
		保育内容演習(環境)の指導法	1	1		
		保育内容演習(言葉)の指導法	1	1		
		保育内容演習(表現)Iの指導法	1	1		
		保育内容演習(表現)IIの指導法	1	1		
② 教育の基礎的理解に関する 科目	6	教育原理	2	2		
		教職概論	2	2		
		教育制度論	2	2		
		教育心理学	2	2		
		発達心理学	2	2		
		心身の発達と学習過程	2			2
		特別支援の理解	2	2		
③ 道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	4	教育課程論	2	2		
		幼児教育方法論	2	2		
		幼児理解の理論と方法	2	2		
④ 教育実習に関する科目	2	教育相談の基礎と方法	2	2		
		保育・教職実践演習(幼稚園)	2	2		
	5	幼稚園教育実習(事前・事後)	1	1		
		幼稚園教育実習	4	4		

別表 第7

保育士資格に関する科目

(1) 総合教育科目での履修

保育士養成所指定基準における要件			本学の授業科目と単位数		必要な単位数
科目区分	科目	単位	科目	単位	単位
教養科目	外国語、体育以外の科目	6以上	ライフプランニング(菊武基礎)	2	6以上
			日本国憲法	2	
			労働と法	2	
			ビジネスマナー	2	
			日本文学	2	
			ボランティア活動	2	
	情報リテラシー			2	
外国語	英語	2以上	英語コミュニケーションⅠ	2	2以上
			英語コミュニケーションⅡ	2	
			中国語	2	
	体育(講義)	1	運動の科学	1	1
体育(実技)	体育(実技)	1	生涯スポーツ	1	1

(2) 専門教育科目での履修

a. 告示別表第1による教科目

保育士養成所指定基準における要件			本学の授業科目と単位数		必要な単位数
科目区分	科目	単位	科目	単位	単位
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	保育原理	2	2
	教育原理	2	教育原理	2	2
	子ども家庭福祉	2	子ども家庭福祉	2	2
	社会福祉	2	社会福祉Ⅰ	2	2
	子ども家庭支援論	2	子ども家庭支援論	2	2
	社会的養護Ⅰ	2	社会的養護Ⅰ	2	2
	保育者論	2	保育者論	2	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	保育の心理学	2	2
	子ども家庭支援の心理学	2	子ども家庭支援の心理学	2	2
	子どもの理解と援助	1	子どもの理解と援助	1	1
	子どもの保健	2	子どもの保健	2	2
	子どもの食と栄養	2	子どもの食と栄養	2	2
	保育の計画と評価	2	保育の計画と評価	2	2
	保育内容総論	1	保育内容総論	2	2
保育の内容・方法に関する科目	保育内容演習	5	保育内容演習(環境)	1	1
			保育内容演習(表現)Ⅰ	1	1
			保育内容演習(表現)Ⅱ	1	1
			保育内容演習(健康)	1	1
			保育内容演習(人間関係)	1	1
			保育内容演習(言葉)	1	1
	保育内容の理解と方法	4	音楽表現Ⅰ	1	1
			造形表現Ⅰ	1	1
			身体表現Ⅰ	1	1
			言語表現Ⅰ	1	1
保育実習	乳児保育Ⅰ	2	乳児保育Ⅰ	2	2
	乳児保育Ⅱ	1	乳児保育Ⅱ	1	1
	子どもの健康と安全	1	子どもの健康と安全	1	1
	障害児保育	2	障害児保育	2	2
	社会的養護Ⅱ	1	社会的養護Ⅱ	1	1
	子育て支援	1	子育て支援	1	1
	保育実習Ⅰ	4	保育実習Ⅰ(保育所)	2	2
保育実習指導Ⅰ	保育実習Ⅰ	4	保育実習Ⅰ(施設)	2	2
			保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	1
	保育実習指導Ⅰ	2	保育実習指導Ⅰ(施設)	1	1
			保育実践演習	2	2

b. 告示別表第2による教科目

保育士養成所指定基準における要件			本学の授業科目と単位数		必要な単位数
科目区分	単位		科目	単位	単位
保育の本質・目的に関する科目			社会福祉Ⅱ	2	6以上
保育の対象の理解に関する科目			幼児理解の理論と方法	2	
保育の内容・方法に関する科目	15以上		教育相談の基礎と方法	2	
			演劇ワークショップ	2	
			多文化保育	2	
			保育実践論	2	
			自然環境と保育	2	
			多文化保育演習	2	
			音楽表現Ⅱ	1	
保育の理解と方法			造形表現Ⅱ	1	
			身体表現Ⅱ	1	
			言語表現Ⅱ	1	
			保育実習Ⅱ	2	
保育実習Ⅲ	2以上		保育実習Ⅲ	2	2以上
保育実習指導Ⅱ	1以上		保育実習指導Ⅱ	1	1以上
保育実習指導Ⅲ			保育実習指導Ⅲ	1	

別表 第8

介護福祉士資格に関する科目

領域	教育内容	本学の授業内容	形式	単位	資格	時間数
人間と社会 (240)	人間の尊厳と自立(30)	人間の尊厳と自立	講義	2	必修	30
	人間関係とコミュニケーション(30)	人間関係とコミュニケーション	講義	2	必修	30
	社会の理解(60)	社会福祉概論 I	講義	2	必修	30
		社会福祉概論 II	講義	2	必修	30
	人間と社会に関する選択科目 (120)	社会保障論	講義	2	必修	30
		健康福祉教育論	講義	2	必修	30
		住環境福祉論	講義	2	選択	30
		情報処理	演習	1	選択	30
		労働と法	講義	2	選択	30
		介護保険事務	講義	2	選択	30
		食と健康	講義	2	選択	30
		小計 ①			240	330
介護 (1260)	介護の基本(180)	介護福祉 I	講義	2	必修	30
		介護福祉 II	講義	2	必修	30
		リハビリテーション	講義	2	必修	30
		レクリエーション	講義	2	必修	30
		介護サービス論	講義	2	必修	30
		リスクマネジメント	講義	2	必修	30
	コミュニケーション技術(60)	コミュニケーション技術 I(コミュニケーションの理解)	講義	2	必修	30
		コミュニケーション技術 II(感覚機能障害)	講義	2	必修	30
	生活支援技術(300)	生活支援技術 I(介護理論①)	講義	2	必修	30
		生活支援技術 II(介護理論②)	講義	2	必修	30
		生活支援技術 III(基礎介護技術)	演習	2	必修	60
		生活支援技術 IV(応用介護技術)	演習	2	必修	60
		生活支援技術 V(障害別ケア①)	講義	2	必修	30
		生活支援技術 VI(障害別ケア②)	講義	2	必修	30
		生活支援技術 VII(家事援助①)	演習	1	必修	30
		生活支援技術 VIII(家事援助②)	演習	1	必修	30
	介護過程(150)	介護過程 I(思考過程の理解)	講義	2	必修	30
		介護過程 II(基礎事例演習)	演習	2	必修	60
		介護過程 III(応用事例演習)	演習	2	必修	60
	介護総合演習(120)	介護総合演習 I	演習	1	必修	30
		介護総合演習 II	演習	1	必修	30
		介護総合演習 III	演習	1	必修	30
		介護総合演習 IV	演習	1	必修	30
	介護実習(450)	介護実習 I	実習	5	必修	225
		介護実習 II	実習	3	必修	135
		介護実習 III	実習	2	必修	90
		小計 ②			1260	1260
ここと からだの しくみ (300)	発達と老化の理解(60)	高齢者のこころとからだ I	講義	2	必修	30
		高齢者のこころとからだ II	講義	2	必修	30
	認知症の理解(60)	認知症をしる I(認知症の基礎的理解)	講義	2	必修	30
		認知症をしる II(認知症への支援と理解)	講義	2	必修	30
	障害の理解(60)	障害をしる I(障害の基礎的理解)	講義	2	必修	30
		障害をしる II(障害への支援と理解)	講義	2	必修	30
	こころとからだのしくみ (120)	こころとからだのしくみ I(心理)	講義	2	必修	30
		こころとからだのしくみ II(生活機能)	講義	2	必修	30
		こころとからだのしくみ III(身体機能)	講義	2	必修	30
		こころとからだのしくみ IV(終末期)	講義	2	必修	30
		小計 ③			300	300
医療的ケア (50以上)	医療的ケア (50以上)	医療的ケア I	講義	2	必修	30
		医療的ケア II	講義	2	必修	30
		医療的ケア III	演習	1	必修	30
		小計 ④			50以上	90
	小計 ⑤	(①+②+③+④)			1800+50以上	1980
		ゼミナール I	演習	1	必修	30
		ゼミナール II	演習	1	必修	30
		ゼミナール III	演習	1	必修	30
		ゼミナール IV	演習	1	必修	30
		小計 ⑥			120	120
	合計 ⑦(⑤+⑥)				1920+50以上	2100

別表 第9
別科

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	卒業要件の単位	
I 一般教育科目		(6)	(4)	
人文文学		2		
社会経済		2		
自然統計学		2		
II 外国語科目		(4)		
英語		2		
英会話		2		
III 保健体育科目	(2)		(2)	
体育実技	1			
体育講義	1			
IV 専門教育科目	(12)	(21)	(30)	
英文タイプ		4		
和文タイプ(カナタイプ)		4		
文書処理		4		
計算実務		1		
簿記実務	4			
会計学	4			
貿易実務		4		
商業学	4			
電算機概論		2		
商業英語		2		
計	14	31	36	